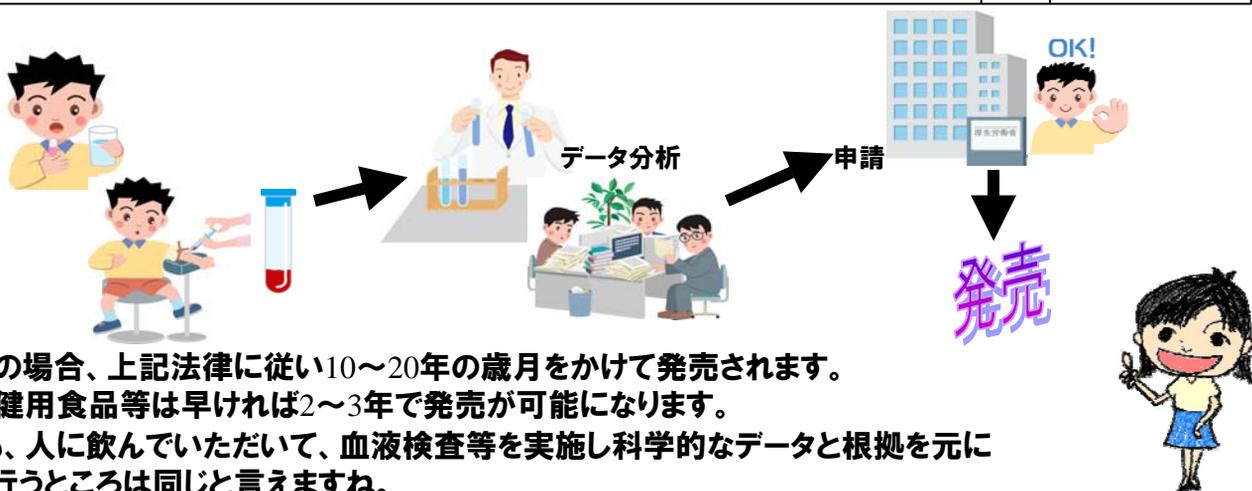


今回は特定保健用食品を中心に食品の分類と認可について、医薬品と比較して説明したいと思います。

<p>特定保健用食品</p>	<p>トクホとよく言われています。身体の生理学的機能に影響を与える成分を含んでいて、特定の保健目的を持っている食品のことです。製品ごとに食品の有効性と安全性についての審査を受け、国から許可を受ける必要があります。許可を受けた製品は右記のような、許可マークが付けられます。また、現代社会は過度に健康食品に期待する傾向が強くなりつつあるため、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本にバランスのいい食事を」という、表示が義務になっています。作用機序が明確でなくても申請が可能で、健康者が対象となります。</p>	<p>許可制</p>	<p>JAS法・景品表示法・計量法 健康増進法・食品衛生法等</p>
<p>栄養機能食品</p>	<p>特定保健用食品同様、保健の維持増進が目的とした食品です。認められた17成分(ミネラル5種・ビタミン12種)のうちいずれかを含むものが該当します。また、これも「食生活は、主食、主菜、副菜を基本にバランスのいい食事を」という、表示が義務です。</p>	<p>自己認証</p>	
<p>食品</p>	<p>沢山の法律が関与していますが、許可も自己申告も要りません。ただし、違反してJAS法の改善命令に従わない場合、個人だと1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金が。法人だと1億円以下の罰金が科せられます。(それ以外の法律にも罰則があります)</p>	<p>特になし</p>	
<p>医薬品</p>	<p>医薬品を発売するには、3段階に分けて承認と申請を繰り返します。全段階で承認がおりたものだけが医薬品として認められ発売ができます。また、3回も承認申請を行うので発売までに約10～20年の歳月がかかります。作用機序が明確で、対象は患者さんです。</p>	<p>承認・申請</p>	



医薬品の場合、上記法律に従い10～20年の歳月をかけて発売されます。特定保健用食品等は早ければ2～3年で発売が可能になります。どちらも、人に飲んでいただいて、血液検査等を実施し科学的なデータと根拠を元に申請を行うところは同じと言えますね。

全国どこの方薬も受付致します。

“安心・安楽・迅速”がモットーの“なかよし薬局”です

船子店:046-220-6868

高森店:0463-90-2311

愛川店:046-284-2227

Supported By **なかよし薬局**

Editor:さいとうー 2009年12月発行

関口店:046-244-1011

愛甲店:046-248-7622

妻田店:046-222-2801

局前店:046-284-5200

恩名店:046-296-5533